

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

平 成 3 0 年 7 月 3 0 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
増 養 殖 研 究 所 長 乙 竹 充

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 増 養 殖 研 究 所 志 布 志 庁 舎 飼 育 水 殺 菌 装 置 活 性 炭 交 換 業 務
一 式
- (2) 調 達 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 履 行 期 限 平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日
- (4) 履 行 場 所 鹿 児 島 県 志 布 志 市 志 布 志 町 夏 井 2 0 5
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 増 養 殖 研 究 所
志 布 志 庁 舎
- (5) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金
額 の 1 0 0 分 の 8 が あ る と す る は 、 入 札 書 を 加 算 し た 金 額 (該 金 額 に
1 円 未 満 の 端 数 が あ る と す る の 時) を 加 算 し た 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額
方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 希 望 金 額 の 1 0 8 分 の 1 0 0 に 相 当 す
わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 0 8 分 の 1 0 0 に 相 当 す
る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3
水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 平 成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省
庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 契 約 」 の 業 種 「 建 物 管 理 等 各 種 保 守 管 理 」 又 は 「 そ の 他 」 で
「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び
役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停
止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第
1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明
書 の 交 付 を 受 け る こ と 。

① 直 接 交 付 三 重 県 度 会 郡 南 伊 勢 町 中 津 浜 浦 4 2 2 - 1
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 増 養 殖 研 究 所
業 務 推 進 部 業 務 管 理 課 施 設 係
電 話 0 5 9 9 - 6 6 - 1 8 5 0
F A X 0 5 9 9 - 6 6 - 1 9 6 2

② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付 志 布 志 庁 舎 飼 育 水 殺 菌 装 置
任 意 書 式 に 「 増 養 殖 研 究 所 志 布 志 庁 舎 飼 育 水 殺 菌 装 置
活 性 炭 交 換 業 務 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し 、
社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記
① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

③ メ ー ル に よ る 交 付 志 布 志 庁 舎 飼 育 水 殺 菌 装 置
任 意 書 式 に 「 増 養 殖 研 究 所 志 布 志 庁 舎 飼 育 水 殺 菌 装 置
活 性 炭 交 換 業 務 入 札 説 明 書 メ ー ル ア ド レ ス に て 希 望 」 と 記 入 し 、
社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の
う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 平 成 3 0 年 8 月 8
日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に

記載) 又は、フアックレスには、て質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質
 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 に 受 領 者 全 員 に 対 し て 行
 入 札 説 明 書 上 の 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、
 同 様 に 対 し 、 質 疑 の 内 容 に 個 人 に 関 する 情 報 で あ っ て 特 定 の 個
 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 伏 せ
 害 を 及 ぼ す 場 合 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の 回 答 す る こ と が
 。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
 平成30年8月21日 11時00分
 鹿児島県志布志市志布志町夏井205
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 増養殖研究所
- (2) 郵便による入札書の
 受領期限及び提出場所
 平成30年8月20日 17時00分
 鹿児島県志布志市志布志町夏井205
 国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
 使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
- (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
 要。
- (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 ① 当該機構において役員を経験した者（課長相当職以上経験者）が再就職していること又は課長相
 ② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 ※注1
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与
 ※注2
 る総売上高又は事業収入の額は、当該契約締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当該機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応募又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちいたし、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

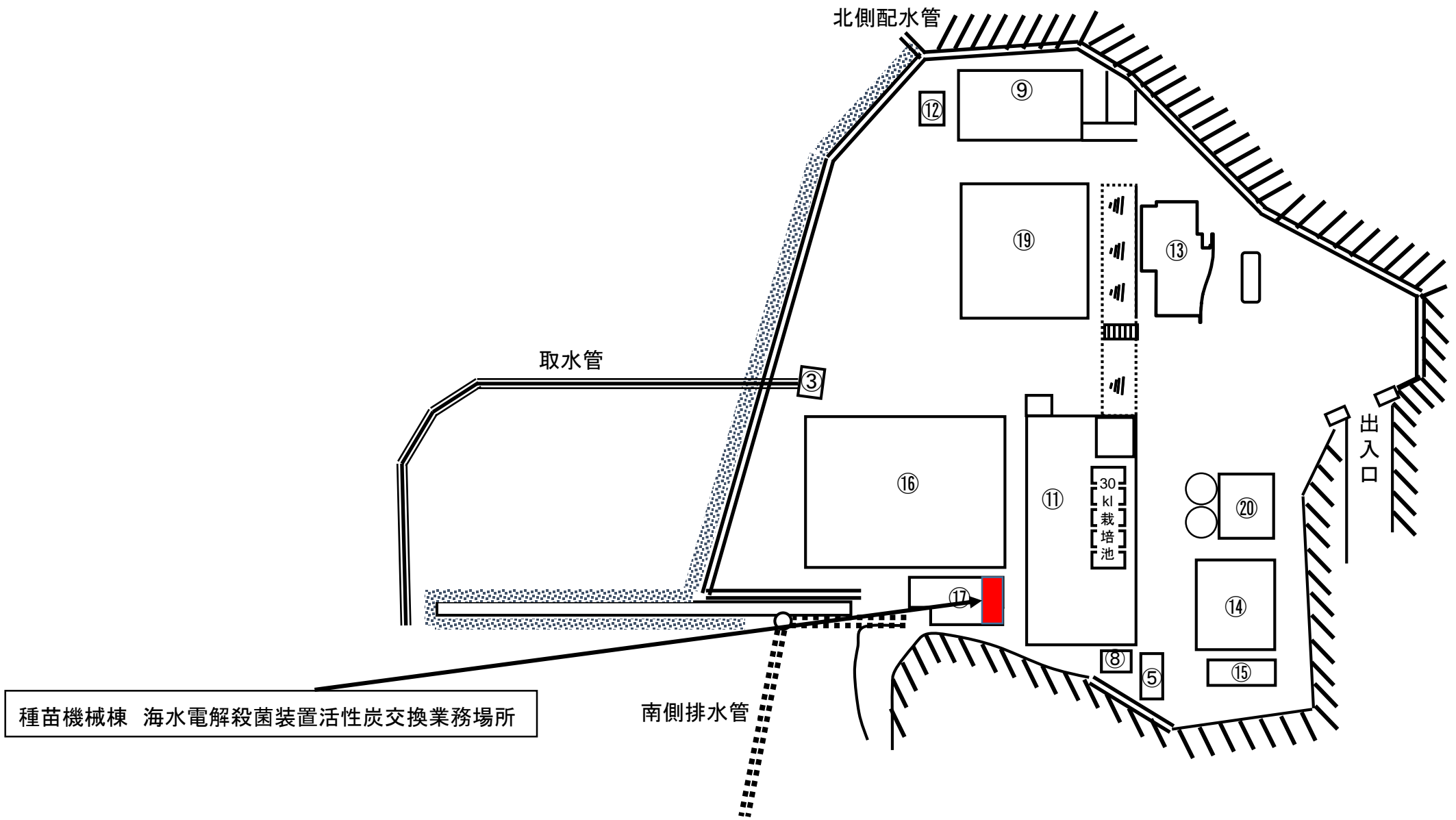
業 務 仕 様 書

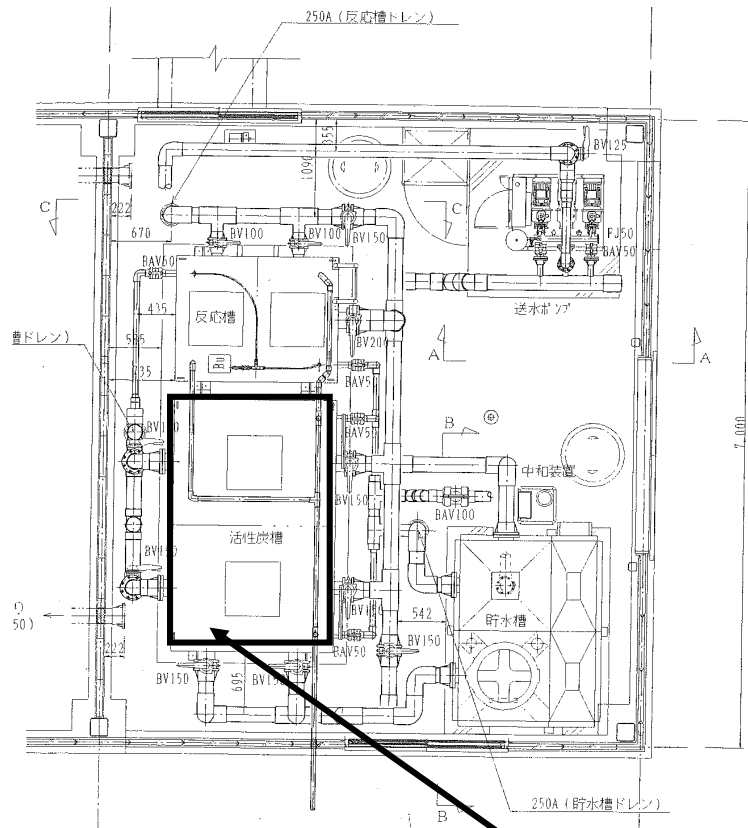
1. 件 名 増養殖研究所志布志庁舎飼育水殺菌装置活性炭交換業務
2. 業務目的 本業務は、種苗生産棟の電解殺菌室に設置されている飼育水殺菌装置の活性炭を交換することにより、機能の維持を図ることを目的とする。
3. 業務場所 鹿児島県志布志市志布志町夏井205
国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所 志布志庁舎
4. 履行期限 平成30年12月28日
5. 業務内容 (1)種苗生産棟の電解殺菌室に設置されているヤンマー船用システム(株)製 CS80 飼育水殺菌装置のうち、活性炭槽内の既設活性炭について次の工程により交換すること。
 - ①志布志庁舎にて保管している使用済みの以下の活性炭を再生すること。
容量:2,010 kg 種類:A-BAC MP 及びクラレコール SW
 - ②飼育水殺菌装置の上部ハッチより活性炭槽の既設活性炭(2,010 kg)を水中ポンプにて海水ごと取り出すこと。
 - ③活性炭槽が空になったのち、清掃を行うこと。
 - ④活性炭槽の上部ハッチより、1層目に粒状活性炭(1,410 kg)收容する。
このうち再生品5割、新品(クラレコール SW 相当品)5割とすること。
2層目には球状活性炭(600 kg)を收容する。このうち再生品5割、新品(A-BAC MP 相当品)5割とすること。
 - ⑤活性炭槽へ緩やかに海水を流し入れ、入れ替えた活性炭と海水を馴染ませること。
 - ⑥数時間海水を流水でかけ流したのち排水すること。
 - ⑦試運転調整中に遊離残留塩素濃度の測定を数回行うとともに、正常に設備が稼動することを確認すること。

(2) 抜き出した既設活性炭については、フレコンバック等に回収し当所志布志庁舎に保管すること。

6. その他
- (1) 業務において使用する水及び電力は、既存施設から無償で利用できるものとする。
 - (2) 本業務に必要な資材等は全て契約締結業者が手配すること。
 - (3) 本業務で発生した廃材等は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処理するものとする。
 - (4) 業務の際は、建物、設備に損傷を与えないよう細心の注意を払うとともに、担当職員からの指示以外の場所には立ち入らないこと。
 - (5) 業務の各工程においては写真撮影を行うものとし、業務終了後に各工程の写真と点検結果を取りまとめた報告書1部を提出すること。
 - (6) 詳細については担当職員の指示に従うものとする。

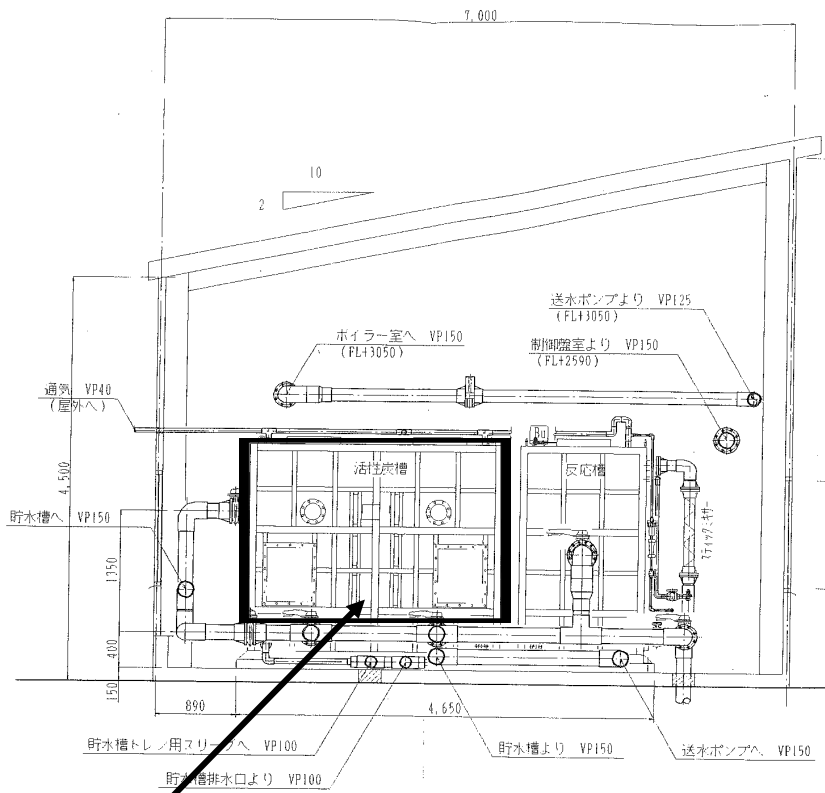
増養殖研究所志布志庁舎 配置図





電解殺菌室平面図

装置仕様



電解殺菌室断面図

海水電解殺菌装置活性炭交換業務場所